

岩手県地域活性化アドバイザー派遣実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県地域活性化アドバイザー設置要綱第8条の規定に基づき、岩手県地域活性化アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣依頼)

第2 アドバイザーの派遣を受けようとする者（以下「派遣要請者」という。）は、事業の実施を希望する日の30日前までに派遣申請書（様式第1号）をふるさと振興部地域振興室長（以下「地域振興室長」という。）宛てに提出するものとする。ただし、派遣要請者が市町村以外の場合は、市町村を通じて提出するものとする。

- 2 派遣の回数は、当該年度、原則として、1団体当たり3回を上限とする。
- 3 本事業は予算の範囲内で実施する。

(派遣決定)

第3 地域振興室長は、派遣申請書の内容が次の要件に合致するか審査の上、派遣の可否を決定するものとする。

- (1) アドバイザー派遣を申請する目的が明確であること
- (2) アドバイザー派遣による効果が期待されること
- (3) 専ら営利を目的とする団体ではないこと

2 地域振興室長は、前項により派遣を決定した場合、派遣要請者に対して、その旨を通知するものとする。ただし、派遣要請者が市町村以外の場合は、市町村を通じて通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第4 派遣要請者は、派遣の決定を受けた事業について、その内容を変更する必要がある場合、又はやむを得ない事情により事業を中止する場合は、変更・中止承認申請書（様式第2号）を地域振興室長宛てに提出し、事前にその承認を受けるものとする。ただし、派遣要請者が市町村以外の場合は、市町村を通じて提出するものとする。

(実績報告)

第5 派遣要請者は、事業終了後14日以内又は派遣の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）を地域振興室長宛てに提出するものとする。ただし、派遣要請者が市町村以外の場合は、市町村を通じて提出するものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。